

国有林野事業の木材販売等におけるトラック運搬に係る経費について

- ◆ 国有林野事業の木材販売等におけるトラック運搬に係る経費については、距離制運賃率表を原則としてきましたが、令和3年度に実施された会計実地検査の指摘事項として会計検査院より、「1日に複数回反復して運搬することが可能な場合に時間制運賃も考慮すべき」との指摘を受けたところです。

中部森林管理局では、会計検査院からの指摘内容を踏まえ、令和4年4月1日より「距離制運賃」に加え「時間制運賃」も考慮した経費とすることといたしましたので、お知らせいたします。

今後も、中部森林管理局の事業運営につきまして、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。